安中警察署協議会議事録

(令和6年度第4回定例会議)

開	催日	時	令和7年2月21日(金) 15時30分から16時45分までの間
開	催場	所	安中警察署 3 階会議室
出	委 (定数		松本会長 青木委員 寺嶋委員 石井委員 計 4 人
席者	警	察	清水署長 竹田副署長 石綿警務課長 星野地域課長 計 7 人 山田刑事課長 水野交通課長 警務課員
	その	他	
			議事の概要

1 挨拶

- (1) 会長挨拶
- (2) 署長挨拶
- 2 管内の治安概況説明
 - (1) 刑法犯認知状況(累計值)
 - (2) 刑法犯認知状況(平成16年以降)
 - (3) 重要犯罪・重要窃盗の認知件数
 - (4) 主な手口別発生状況
 - (5) 特殊詐欺認知状況
 - (6) 高齢者行方不明対策の推進
 - (7) 交通事故発生状況
 - (8) 主な事件・検挙状況
 - (9) 110番通報事案内容
 - (II) 山岳·水難事故発生状況
 - (11) 警察安全相談受理内容
 - (12) DV・ストーカー事案発生状況
 - (13) 警備部門における諸対策
 - (14) 警務関係
- 3 質疑応答(○~委員、●~署長等)
 - 自車が施設から道路に出て右折する際に右方から進行中の車両とあわや衝突事故を起こしそうな場面があったが、ハンドルを切って未然に事故を防ぐことが出来た。この場合の私の過失の割合を伺いたい。[質問]
 - 過失割合は、示談(民事)における手続きであり、通常は保険会社が調査の上決定されるため、警察ではお答えできかねる。

交通事故防止は、ハンドルによる回避よりも、先ずはブレーキ操作が優先であり、ゆ とりを持って運転していただきたい。[回答]

- 事件などの現場で指紋はどのくらいの期間残っているのか。[質問]
- 現場の環境に左右されるが、保存状態が良ければ、数年という長期間にわたり検出可能な指紋が残っていることもある。[回答]
- 近所の方からの相談で、夜間畑で野焼きをしていて臭いに困っている、行政は夜対応 していないが、警察に相談してもいいものなのか。[質問]
- 通報をしていただきたい。

その際の対応は、通報にもとづき現場臨場しケースバイケースで判断する。

煙や臭いが迷惑になっている状況を説明するほか、法令に抵触する内容かを判断して、 対応している。なお、延焼している場合は危険ですので、まずは119番通報をしてい ただきたい。[回答]

- 業者のチラシに群馬県公安委員会○○とあるが信頼していいのか。[質問]
- 警察で、どの会社が信頼できる等の判断はできない。

群馬県公安委員会の許可を得ているということは、行政審査を受けていることになるが、それをもって、信頼性を保証するものではない。

安中市内でも訪問販売等のトラブル相談は多くあるため、自分が納得する相手、会社、 取引内容か判断していただくほか、少しでも不審を感じた場合は、警察に相談や通報を お願いしたい。「回答]

- 以前、鉄道ファンが松井田駅近くの道路に路上駐車をしている車がいて危険だったと 伺ったが、鉄道ファンが集まりそうなときはパトロールを実施していただくことは可能 か。[質問]
- 路上駐車については、道路交通法に基づき、法定又は指定駐車禁止場所等に該当する場合は、駐車違反と認定し対処している。

ただし、駐車違反に該当しない場合等は、安全な場所に車両の移動を指導するなど、 円滑な交通の確保を図っている。[回答]

4 答申に対する取組状況

第2回定例会議における諮問事項である「空き家に対する空き巣対策」に関する取組状況について以下のとおり説明をした。(説明者 署長)

(1) 管理者対策の推進

巡回連絡や現場活動等を通じて空き家の近隣住民に不審者に対する通報協力をお願い し、行政にも連携を呼びかけた対策を推進して、空き家の把握に努め犯罪の防止に努め てまいる。

また、広報媒体(ミニ広報紙や広報あんなか等)を通じて、近隣者等に対する注意喚起や110番通報の呼びかけを実施しているほか、安中市の担当課(建築住宅課)に対する協力依頼(チラシの配布)を実施している。

(2) パトロールの強化

昼夜を問わず、犯罪多発区域を中心に管内全域のパトロールを実施している。

また、その過程で不審者や不審車両に対する職務質問を実施して、不審点の解明に努めて検挙に結びつけている。

(3) 効果的な情報発信

ア ミニ広報紙(令和7年2月号)の回覧

毎月地域課の交番・駐在所ごとに作成するミニ広報紙に記事を掲載して、回覧板に よる周知を図る。

- イ 安中市発行の広報誌あんなか(3月号)及びおしらせ版あんなか(令和7年2月1 5日号、No328)に掲載
- ウ 上州くん安全・安心メールの配信

タイムリーな配信により注意喚起を図っている。

5 備考

次回定例会議を令和7年6月中の開催を予定し、事務局から改めて日程調整することとなった。